

東住吉区今川社会福祉協議会会則

第1章 総則

(目的)

第1条 本会は、今川地区内の社会福祉に関心をもつものの総意を結集して区社会福祉協議会と相連携して、地域社会の組織的活動を促進すると共に地域社会の福祉の推進を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、東住吉区今川社会福祉協議会（以下「今川社協」という。）と称する。

(事務所)

第3条 本会の事務所の設置場所は大阪市東住吉区今川4丁目23番7号今川福社会館内に置く。

(組織)

第4条 本会は今川地域内の住民組織、地域福祉・保健に関する活動を行う団体、福祉施設、本会の趣旨に賛同する個人により組織する。

(事業)

第5条 本会は、目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域福祉を推進するための調査研究・企画実施・連絡調整
- (2) 地域福祉を目的とする団体に対する支援及び助成
- (3) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 役員

(組織会員)

第6条 本会に、役員会員（理事会員・評議員）と賛助会員を置く。

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

会 長	1名
副会長	3名
会 計	1名
会計監事	2名
理事	(第9条に記載)
評議員	(第12条に記載)

第8条 会長は理事会において選任する。

副会長、会計、会計監事は理事の中から会長が委嘱する。

第 9 条 本会の理事は次のものとする。

今川連合 17 町会町会長

今川連合女性部長

今川ボランティア部長

民生委員会委員長

老人会連合会長

保護司会会長

(役員 の 職務)

第 10 条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときはその職務を代行する。

(3) 会計は、今川社協の会計事務を担当する。

(4) 会計監事は、毎年 1 回本会の活動及び会計を監査する。

(5) 理事は本会の運営にあたる。

(役員 の 任期)

第 11 条 本会の役員 の 任期は 2 年とする。ただし再任を妨げないものとする。

補欠として選任された役員 の 任期は前任者の残任期間とする。

(評議員会)

第 12 条 本会の評議員は次のものとする。

今川連合 17 町会女性部長

民生委員会副委員長

小学校校長・教頭

中学校校長・教頭

幼稚園理事長・園長

小中学校 PTA 会長

菊寿会南クラブ会長

菊寿会北クラブ会長

菊寿会東クラブ会長

チャレンジ会会長

サロン今川代表

青少年指導委員会会長

子ども育成会会長

青少年福祉委員会会長

ボランティア副部長

高齢者食事サービス委員会代表

第 13 条 本会の評議員になるには、理事会の承認を得るものとする。

第 14 条 会計監事は、理事、評議員の中より会長が委嘱する。

第 15 条 本会に相談役を理事会の承認を得て、会長が委嘱することができる。

第 3 章 運営

(会議)

第 16 条 本会の会議は理事会及び役員総会とする。

(1) 会議は会長が招集し、会長がその議長となる。

(2) 会議はその過半数の出席により成立する。

(3) 会議の決議は出席者の過半数よって決するものとし、可否同数の場合は議長が決する。

2、理事会は必要に応じて開催し、重要事項につき審議する。

3、役員総会は次の事項を審議する。

(1) 事業に関すること。

(2) 予算、決算に関すること。

(3) 規約に関すること。

(4) 役員を選任に関すること。

(5) 会費に関すること。

(6) その他、上記の事項に準ずる重要事項

(部会及び委員会)

第 17 条 本会には、部会及び委員会をおき、事業を実施することができる。

(経費)

第 18 条 本会の経費は、補助金、助成金、事業収入、寄付金その他の収入をもって充てる。

(会計)

第 19 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(委任)

第 20 条 本会の運営について必要な事項は会長が別に定める。

第 4 章 資産と会計

(資産金)

第 21 条 本会の経費は、下記の各号の資産金をもってあてる。

1. 分担金
2. 寄付金
3. 助成金
4. 財産から生ずる果実
5. 事業収入
6. その他の収入

第 22 条 本会の当該年度の歳入歳出の予算及び決算は年度終了後 2 ヶ月以内、総会に報告し承認を得なければならない。
但し総会の開催に支障がある場合には、郵送書面での承認に変更することができる。

付 則 1、この会則は令和 4 年 4 月 1 日より施行される